

こんごう

富田林民主商工会
〒584-0036
富田林市甲田6-1-51
電話 0721-25-2233
FAX 0721-25-2830
HP ton-min@ton-min.jp



民商の会費は、会の唯一の収入源です。毎月15日までに事務所に届くように、会員さんどうしでお互い集めあいをお願いします。

領収書整理・記帳会のご案内

11月10日(火)
午後2時～3時

パソコンをお持ちの方は持参して下さい。

夜も希望のある方は連絡下さい。
民商事務局：日岡、青砥

民商無料法律相談(要予約)

- 11月25日(水)午後5時から(予定)
- 担当：岩嶋弁護士(南大阪法律事務所)

10・18 若者憲法集会

関西の青年250人集まる

10月18日(日)午後2時から福島区民センターにて「若者憲法集会～憲法で守る 私たちの未来～」が行われました。当日は、250名もの青年が参加。講師には「伊藤 真弁護士」を迎えて、憲法とは何か？を話していただきました。

昔の日本と、今の日本の違い 帝国主義から民主主義に

帝国主義のもとで

戦争し続けた戦前の日本

- 1874年 台湾出兵
- 1889年 大日本帝国憲法発布
- 1894年 日清戦争
- 1904年 日露戦争
- 1914年 第1次世界大戦
- 1931年 満州事変
- 1937年 日中戦争
- 1941年 第2次世界大戦
- 1945年 ポツダム宣言受諾

1874年～1945年までの71年間、日本は帝国主義国として戦争を続けてきました(帝国主義とは：他の領域、資源を獲得するために、軍事力を背景に侵略し、さらにそれを推し進める思想・政策のこと)。アジア圏での戦死者数は2000万人以上、日本も300万人以上の方が犠牲に

なつたと言われています。

明治憲法から日本国憲法へ

＜戦前の日本＞→＜戦後の日本＞

天皇主権→**国民主権**

戦争し続けた国→**戦争できない国**

臣民権利(天皇の家来)→**天賦人權(全て平等)**

女性・子供を差別→差別しない

自己責任を強いる国→福祉を充実させる国

中央集権→地方自治保障

国家のための個人→個人のための国家



天皇・国家を大切に→1人ひとりを大切に

天皇は神様、国家(天皇)の命令は絶対。臣民は天皇に生きる権利を与えられている存在。国家(天皇)のために命も捧げる、個人を尊重しない国。しかし、これではいけない。二度と悲惨な戦争をしないため、誰にもさせないために憲法9条を、個人を尊重するために国民主権を含む、日本国憲法が創られました。

憲法は守られるもの×

守らせるもの○

国家を縛り、国民を守るもの

憲法99条には「天皇又は摂政及び、大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う」とあります。本来「国民」に憲法を守る義務はありません。政治家などに**守らせる責任がある**だけです。

戦前の日本は、国家に反対すれば罰せられていましたが、今の日本では賛成、反対、中立と様々な主張が出来ます。これは、国民(個人)を尊重している今の憲法だから出来る事です。だからこそ憲法を守り、守らせなくてはならないのです。

権力者も人、人は間違える生き物

だからこそ止める力(憲法)がいる

憲法は、国民が「これだけはやっちゃダメだ」という事をしめし「自分たちの理想を描いた国の設計図」であり、権力者を縛る法です。天皇だって、政治家や公務員だって人です。人は間違える

生き物です。だからこそ、憲法で出来る事に制限をかけているのです。そうしなければ「政治家になれば、権力者なら何でもできる」事になります。そして、権力者が何でも出来た戦前の日本は「71年間 戦争し続けた国」でした。

あなたは今の憲法をどう思いますか？

何故 9条は平和憲法なのか？

●徹底した恒久平和主義（9条）

「日本国民は正義・秩序・国際平和を誠実に希求し、戦争、武力による威嚇・武力行使は国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する」

2項・・・「前項の目的を達するため、戦力は保持しない。国の交戦権は認めない」とあります。

●平和的生存権（2項）

「我々は全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏（食糧・金銭などの不足）から免れ、平和な世の中で暮らせる権利がある事を確認する」とあります。

国連憲章を超えた平和主義

- ・自衛戦争を含めた、あらゆる戦争の放棄（9条）
- ・戦力の不保持（9条2項）
- ・交戦権の否認（9条2項）

→**集団的自衛権は行使できない。**

→**海外での武力行使は出来ない。**

個別的自衛権と自衛戦争の違い

日本は攻められた時に、自国を守るための実力行使（個別的自衛権）は行えます。しかし、それ以外の場合は、武力行使を行えません。それは、今まで戦争をして来た国は「自衛」のためだと言いながら戦争を始めるからです。アメリカのベトナム戦争は、アメリカの戦艦が攻撃されたと事件をでっちあげ、イラク戦争では「大量破壊兵器」をもっているから危ないと戦争を始めましたが、大量破壊兵器は見つかりませんでした。日本も満洲事変では「中国側が鉄道線路を爆破した」と事件をでっちあげ、自衛の名のもとに侵略し、満州を建国するに至りました。歴史を見てわかるように、単に「自衛」のために武力行使ができる状態は、非常に危険だという事です。時の政権・世論で、いつでも戦争出来る国でしかありません。

世論を操作する方法

ナチスドイツのヒトラーと参謀ヘルマンは「**国民の理解力は小さいが、忘却力は大きい**」「自分たち目線の一方的な態度で、感情的に単純なスローガンの一つ決めて、何千回も繰り返せば、国民は理解していなくても、内容が悪くても賛同するようになる」「戦争する場合は、攻撃されると国民を煽り、平和主義者に対しては売国奴・愛国心に欠けると非難すれば良い」この方法は、**どんな時代や国でも上手くいく**、と著書「わが闘争」に書か

れています。だからこそ、日本国憲法を創る際に9条で戦争を出来ないようにしているのです。

※平和憲法は全世界で150カ国あります。一番古いのは1791年のフランス革命で出来た「人権宣言」です。「70年前の憲法は古いから変えなければ」と言う人もいますが、古くても良い物はずっと残っています。

今こそ歴史を学ぶ

ドイツでは、アウシュヴィッツ収容所などに、子供連れの家族や、ベビーカーを押した若い夫婦が訪れ、戦争、加害の歴史を学んでいます。加害の歴史を学び、受け止め、これからの事を考えて前に進むために、**ドイツでは日常的に歴史を学んでいます**。では、日本ではどうでしょうか？原爆を落とされた唯一の被爆国として、被害の歴史を学ぶ場所がありますが、アジア圏2000万人の犠牲者を出した加害の歴史は、さほど学べる場所がありません。戦争の展示会なども行われていますが、加害の歴史が展示されているところは全体の3割しかありません。自分たちが犯した過ちにも目を向け、受け止め、考え、前に進むためにも歴史を学ぶ事が大切だと思います。

多様性に対応する社会に

多様性とは「人とは皆違う」という事です。人種・言語・宗教・肌や目の色など、数えればきりがありません。しかし、こうした多様性に対応していかななくてはなりません。

憲法を守るためには

私たち国民が「**どんな国にしたいのか**（憲法改正を含む）」覚悟を決めて考える事です。国は与えられるものではなく、国民が創り上げるものです。憲法を知り、国民が自立して、主体的に動くこと（おかしい事には、おかしいと声を上げる）。

キング牧師の「最も悲劇的なのは、悪人たちの言葉や暴力ではなく、善人たちの恐ろしいまでの沈黙と無関心である」

マルチン・ニーメラー牧師の「はじめにナチスは共産主義者に襲い掛かったが、私は共産主義者ではないので声を上げなかった。そして、次に社会主義者と労働組合員に襲い掛かったが、私はどちらでもないで声を上げなかった。次にユダヤ人に襲い掛かったが、私はユダヤ人ではないので声を上げなかった。最後に私に襲い掛かった時、私のために声を上げてくれる人は、もう誰もいなかった」つまり、気づいた者から声を上げる事が重要だという事です。

憲法や政治に無関心でも、無関係ではありません。今回の講演をきっかけにして、憲法や政治について学び、考え、声を上げる人になってもらえればと思います。と話していました。